

# 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節、船舶及び海洋に関する調査研究
  - (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
  - (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
  - (4) 海事思想の普及・啓蒙
  - (5) 宮城県の指定を受けて行う慶長使節船ミュージアムの管理運営
  - (6) 石巻市の指定を受けて行うサン・ファン・パウティスタパークの管理運営
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

- 第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。  
3 前項に關し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表决に加わることはできない。  
3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

#### (評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

### 第6章 役員

#### (役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

#### (役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副代表理事は3名以内、専務理事及び常務理事は各1名以内とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

#### (理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する方法により算定された額を限度として理事会の決議によりこれを免除することができる。

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。

3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 会長及び顧問は、代表理事の諮詢に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

## 第10章 情報公開等

(情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、一力 雅彦、業務執行理事は、丸森 仲吾、浅野 亨、亀山 紘及び濱田 直嗣とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 隆

伊藤 克彦

進藤 秋輝

佐藤 憲一

船渡 隆平

黒沢 正敏

西條 允敏

平川 昌宏

綿引 雄一

菅原 通悦

関口 哲雄

阿部 秀保

平 秀毅

以上

## 附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成30年7月5日から施行する。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

役名	氏名	役職名	任期
代表理事	佐野 雅彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	R5 定時評議員会
副代表理事	鎌田 宏	仙台商工会議所会頭	R5 定時評議員会
副代表理事	青木 八州	石巻商工会議所会頭	R5 定時評議員会
副代表理事	齋藤 正美	石巻市長	R5 定時評議員会
専務理事	濱田 葦嗣	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	R4 定時評議員会
理事	菊田 敏	仙台市文化観光局長 (R3.4.1人事異動)	R5 定時評議員会
理事	鎌木 秀人	宮城県環境生活部長	R4 定時評議員会
理事	後藤 祐徳	一般社団法人石巻観光協会会長	R4 定時評議員会
理事	鎌木 純一	株式会社河北新報社常務取締役事業担当	R5 定時評議員会
監事	佐藤 靖彦	宮城県会計管理者兼出納局長	R7 定時評議員会
監事	答沢 秀華	石巻市会計管理者	R7 定時評議員会

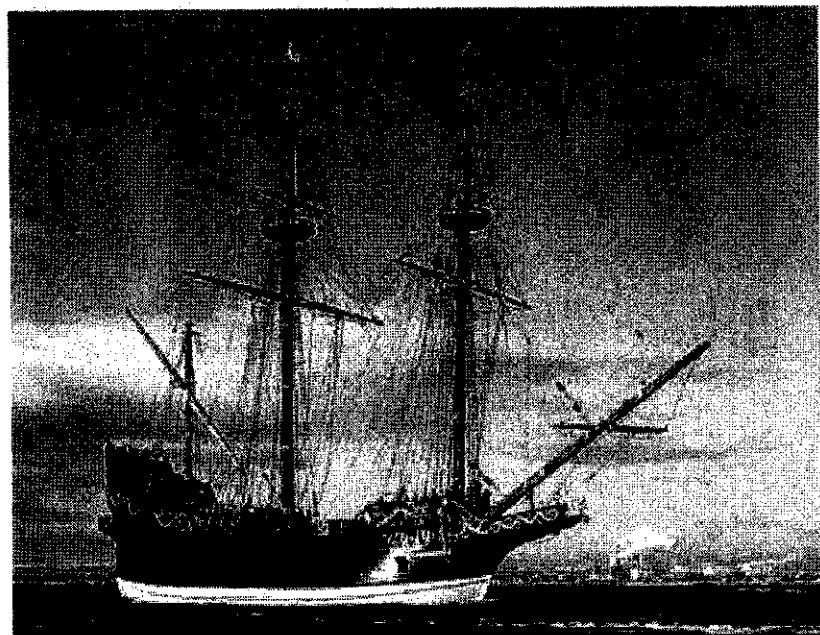
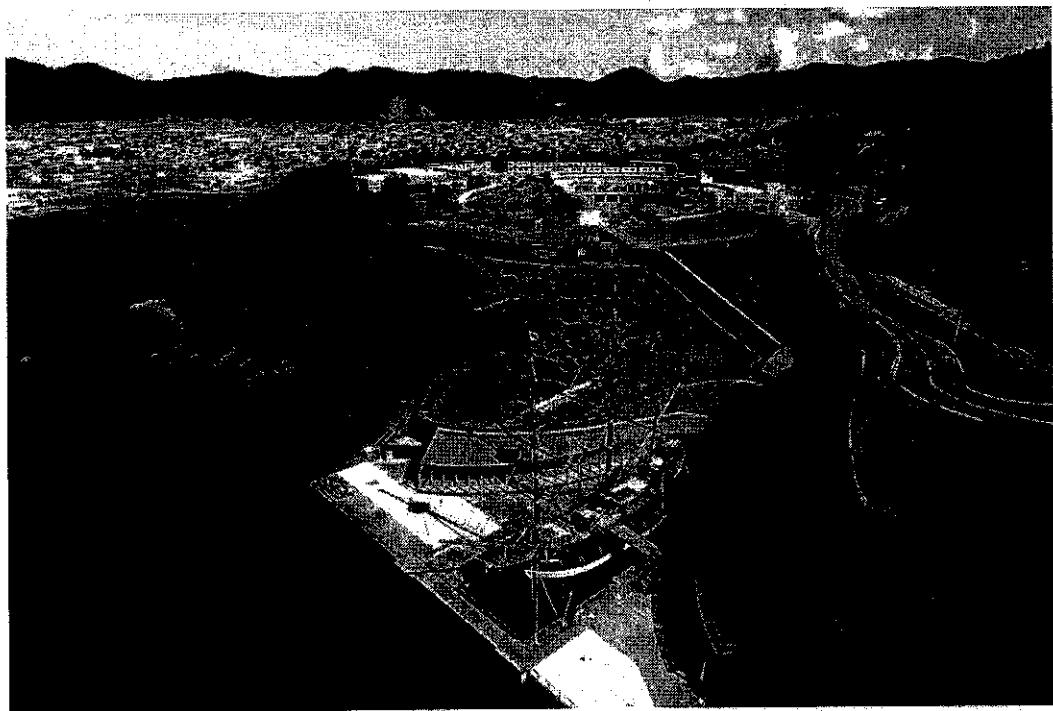
【評議員】

評議員	尾池 守	石巻専修大学学長	R6 定時評議員会
評議員	遠藤 信哉	宮城県副知事	R5 定時評議員会
評議員	佐藤 龍二	元仙台市博物館館長	R4 定時評議員会
評議員	西條 充敏	石巻市文化協会会长	R4 定時評議員会
評議員	瀧 美 優	東松島市長	R7 定時評議員会
評議員	安永 敏美	日本製紙株式会 社巻工場長兼岩沼工場長	R5 定時評議員会
評議員	齋藤 幹治	公益財団法人東北活性化研究センター専務理事	R4 定時評議員会

## Ⅰ 事 業 運 営 方 針

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」という基本方針を中心に、使節派遣の意義を慶長の大震災からの復興に結びつける視点及び東日本大震災で被災した慶長使節船ミュージアムの震災遺構としての立場も加えた各種事業を行った。

また、コロナ禍におけるミュージアムの役割を再認識した上で、復元船「サン・ファン・バウティスタ」号の偉業を後世に伝えるための事業展開を継続して実施した。



## 2 公 益 目 的 事 業

(公-1・2・3 宮城県慶長使節船ミュージアム管理運営事業)

### 【公-1】慶長使節船ミュージアム 企画事業

宮城県慶長使節船ミュージアムの管理運営の受託者として、年間を通じて幅広い世代の来館者に満足していただけるよう、「企画展示事業」「船舶文化事業」「誘客事業」等のソフト事業を企画したが、昨年より引き続き新型コロナウィルス感染症のまん延が続いており、各事業の中止・延期または形態の変更を余儀なくされた。

また、復元船サン・ファン・パウティスタ号の展示は終了となったが、その状況の中で可能な限り当船建造の意義を改めて確認し、発信するための各種文化事業を中心に実施した。

#### (1) 企画展『匠（たくみ）—復元船サン・ファン・パウティスタ号をつくったふたり—』

【期 間】令和3年4月23日（金）～7月26日（月）

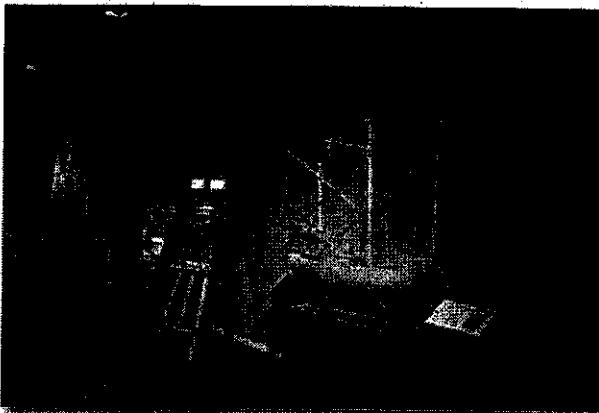
【内 容】古今東西の資料をもとに復元船を設計し、400年前の船の姿を蘇らせた寶田直之助氏と、大棟梁として現場を指揮し、復元船を完成に導いた村上定一郎氏の業績を改めて紹介するための企画展を開催した。

【実 績】期間中入館者 5,740名

【主 催】宮城県慶長使節船ミュージアム(サン・ファン館)

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

【後 援】後援：石巻市、三陸河北新報社



## (2) GW 来場者プレゼント

【期間】令和3年5月1日（土）～5日（水・祝）

【場所】サン・ファン館 エントランス受付

【内容】各日、入館券を購入された先着100名様に、オリジナルクリアファイルをプレゼントした。

## (3) 復元船サン・ファン・パウティスタ号 メモリアルライトアップ

「ライトアップで彩られた復元船サン・ファン・パウティスタ号をもう一度見たい」と多くの皆様からのご要望を受け、これまでの復元船への感謝の想いも込めて「メモリアルライトアップ」を開催した。

【期間】令和3年7月17日（土）～8月29日（日）までの土日・祝日（計17日間）

【点灯時間】7月中の土日祝：午後7時頃～午後8時30分頃まで点灯

8月中の土日祝：午後6時30分頃～午後8時30分頃まで点灯

※点灯時間中、サン・ファン館には入館不可

※観覧はサン・ファンパークおよび展望棟上部からのみ

【場所】サン・ファン館



## (4) 第2回「サン・ファン号を未来へつなぐコンクール」

宮城県内の小中学生を対象に「絵画部門」「デザインマーク部門」の2部門からそれぞれのテーマに沿った作品を募集し、全応募作品272点を展示した。

◎作品募集期間 令和3年7月上旬～10月11日（月）必着

◎表彰式 令和3年12月5日（日）

◎作品展示期間 令和3年11月27日（土）～令和4年1月16日（日）

### 【テーマ】

#### ◎絵画部門 ~ありがとうサン・ファン・バウティスタ号~

「石巻とサン・ファン号」「未来のサン・ファン号」「サン・ファン号の航海」「サン・ファン号の歴史」などサン・ファン号や伊達政宗・支倉常長に関するもの。

#### ◎デザインマーク部門 ~21世紀のサン・ファン号~

「未来のサン・ファン・バウティスタ号」をイメージしたデザインマーク

### 【実績】応募総数：272点

◎絵画部門・・・151点（小学校低学年の部：69点、小学校高学年の部：74点、中学生の部8点）

◎デザインマーク部門 121点（学年は問わない）

### 【表彰・副賞】

◎最優秀賞 4名 (図書カード10,000円、オリジナルグッズ)

◎優秀賞 9名 ( カ 5,000円、 ノ )

◎入選 14名 ( カ 1,000円、 ノ )

◎審査員特別賞 2名 ( カ 3,000円、 ノ )

※ 応募者全員に、サン・ファンオリジナルクリアファイルとペーパークラフトを贈呈

### 【審査員】

◎画家 小野寺純一氏

◎宮城県

◎石巻市教育委員会

◎濱田直嗣（サン・ファン館館長）

【後援】宮城県／石巻市／石巻市教育委員会



## (5) 特別展「牡鹿半島・海と浜のトリビア 10(TEN)」

【期間】令和3年9月13日（月）～12月20日（月）

【内容】牡鹿半島の歴史や人々のくらし、生きものや言葉など様々なテーマについて、資料を交えながら「トリビア（豆知識）」として紹介し、地域の魅力を改めて確認する展示を行った。当初は9月1日（水）～11月29日（月）開催の予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により会期を変更して実施した。

【実績】期間中入館者 4,383名

【主催】公益財団法人慶長遣欧使節船協会

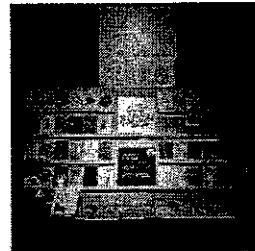
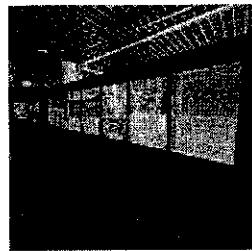
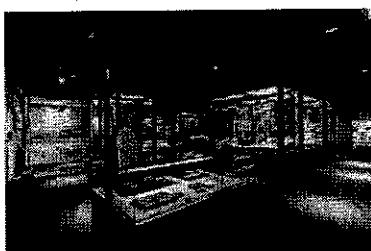
【後援】宮城県 石巻市 河北新報社 三陸河北新報社 石巻日日新聞社  
石巻コミュニティ放送

【協力】武蔵野美術大学 石巻市教育委員会 おしかホエールランド  
人間文化研究機構広領域型基幹研究

「日本列島における地域文化の再発見とその表象システムの構築」

特別協力：国立民族学博物館

### ①企画展示



展示にあたっては監修をつとめた武蔵野美術大学の加藤幸治教授を中心に、近隣の博物館である石巻市博物館学芸員とおしかホエールランド学芸員に協力をいただき、資料借用のほか内容の作成・展示作業に参加するなど連携を行った。

### ②広報物



◎牡鹿半島イラスト：中野可菜氏（なかのカヤック代表）

◎制作物デザイン：武蔵野美術大学3年 デザイナー ツルタシユリ氏

### ③関連企画

特別展をより楽しむための企画を実施し、参加者には特典を配布した。

#### 【特典】ポスターイラスト使用のクリアファイル

ツルタシュリ氏による四コマ漫画フィルムシート

さらに、広報に活用するためツルタ氏のデザインを活用したフォトブースを作成し、記念撮影などに役立てた。

ア) 企画A「あなたのトリビア投稿」 令和3年9月19日(日)～12月20日(月)

イ) 企画B「妖怪総選挙」 令和3年11月1日(月)～3日(水)

ウ) 企画C「オリジナル妖怪を描いてサン・ファン号で旅に出よう！」

令和3年11月1日(月)～12月20日(月)



### ④解説動画配信

監修をつとめた武蔵野美術大学加藤幸治氏を中心に展示の解説動画を制作した。

ア) 特別展「牡鹿半島・海と浜のトリビア10(TEN)」見どころ紹介

イ) フォトブースで写メろう！ レクチャー動画

ウ) サン・ファン館展示コレクション紹介「伊達政宗遣欧使節記」

エ) 「おしかイラストマップ」解説動画

オ) アーティスト・トーク 特別展のデザイン

### ⑤特別ワークショップ

11月1日(月)、鮎川小学校の校外学習に合わせ、企画展と連動したプログラムを実施した。講師を加藤幸治氏・ツルタシュリ氏が務め、展示室でのワークシートを使った学習に加え、牡鹿にちなんだ自分オリジナルの妖怪を描くワークショップを開催した。

## (6) サン・ファン館令和3年秋季シンポジウム「牡鹿半島・海と浜の民俗学」

【開催日】令和3年9月19日（日）13：30～15：30

※新型コロナウィルス感染症の影響により有観客による開催は中止

※無観客収録日：令和3年9月29日（水）

【定員】先着50名（コロナ感染状況により変更あり）※中止

【会場】サン・ファン館 セミナールーム

【内容】民俗学及び歴史の視点から牡鹿半島の魅力を再び捉えなおすとともに、これらの要素を今後生まれ変わるサン・ファン館へどう活かせるかについて話し合うシンポジウムを開催した。

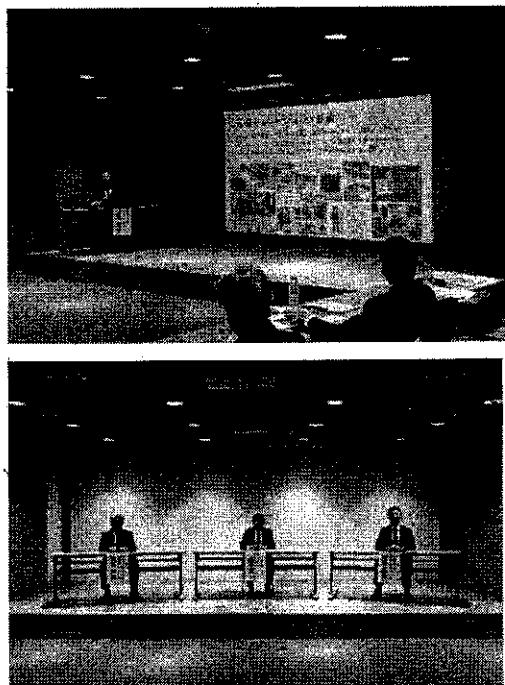
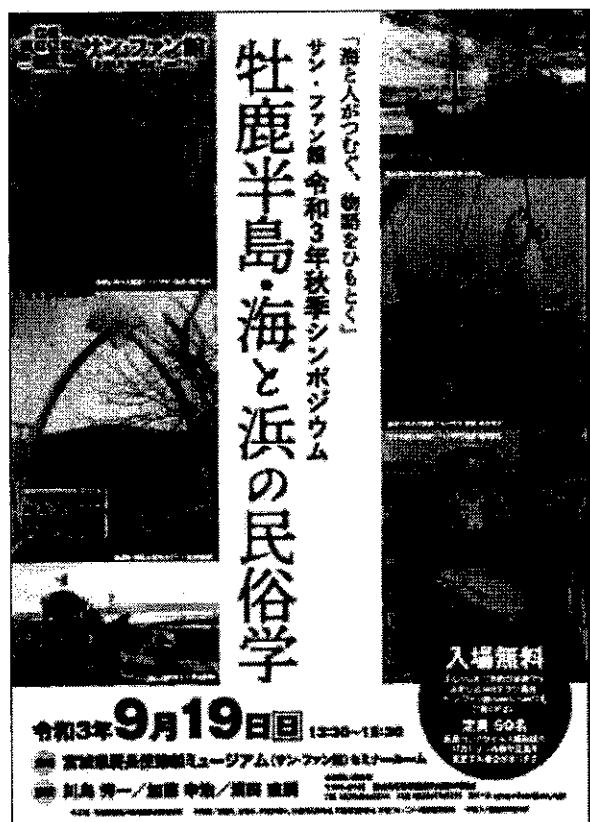
当初は9月19日（日）に有観客での開催を検討していたが、新型コロナウィルス感染拡大の影響により無観客で収録したものを後日YouTubeにアップロードし公開を行った。

【主催】公益財団法人慶長遣欧使節船協会

【後援】宮城県 石巻市 河北新報社 三陸河北新報社

石巻日日新聞社 石巻コミュニティ放送

【協力】武蔵野美術大学



## (7) サン・ファン・パウティスタ号出帆記念祭 オンラインで出帆記念祭

【開催日】令和3年10月31日（日）から公開

【内 容】新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況のため、今年度の出帆記念祭りは『出帆記念文化祭』とし、延期されていた「第28回サン・ファン祭り」と合同でオンライン上での開催となった。

- ①特別展「牡鹿半島・海と浜のトリビア10」見どころ紹介！
- ②シンポジウム「牡鹿半島・海と浜の民俗学」オンライン動画
- ③第28回サン・ファン祭り特別企画「オンラインでサン・ファン祭り～つなぐ～」
- ④現地開催企画
- ・期間限定のオリジナルクリアファイルプレゼント企画（10月28日～11月3日）
- ・サン・ファン・パウティスタパーク 冬のイルミネーション
- ・第2回サン・ファン号を未来へつなぐコンクール 作品展示



## (8) サン・ファン・イルミネーション in Park

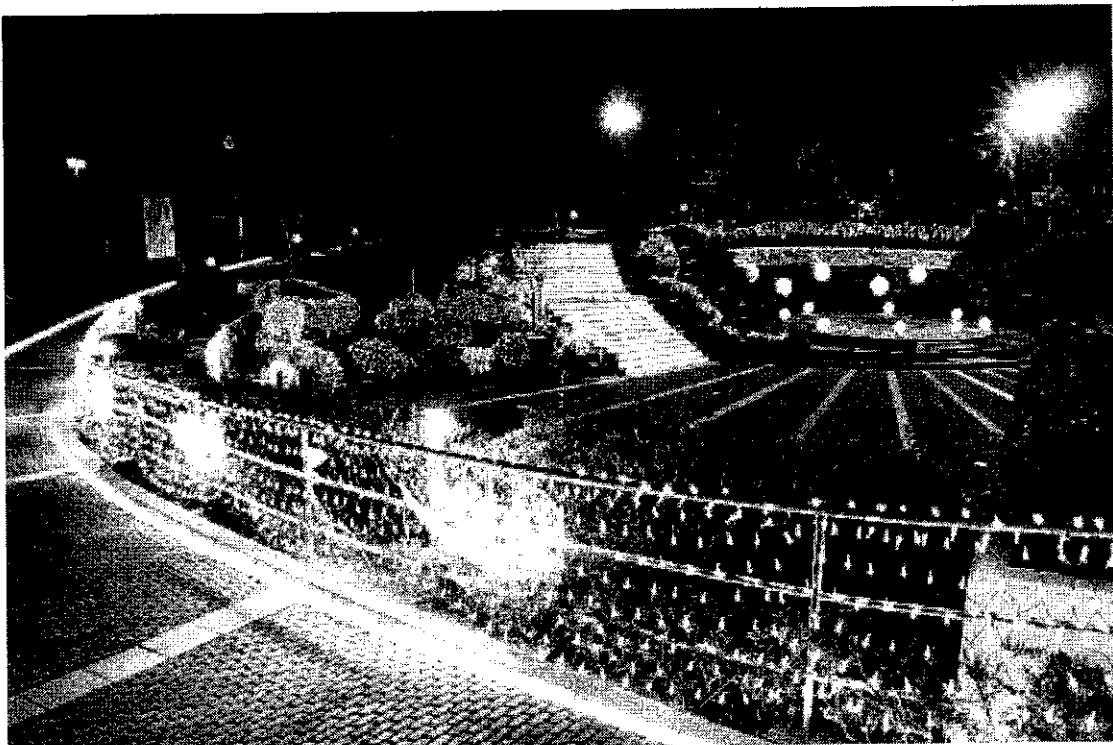
---

【期 間】令和3年11月1日（月）～令和4年1月31日（月）

午後4時30分～午後8時30分まで点灯

【内 容】復元船のイルミネーションは展示終了に伴い、昨年で終了となつたが、隣接する  
石巻サン・ファン・パウティスタパークにてイルミネーションを実施した。

【実 績】期間中パーク来場者：15, 634名（うち夜間来場者：2, 774名）



## (9) ミニ企画展「牡鹿半島・海と浜の“続”トリビア10 (TEN)」

【期 間】令和4年2月23日(水・祝)～5月30日(月)

【内 容】シンポジウムの内容を10の「トリビア」として再構成し、楽しく学べるパンフレット型の報告書を作成した。

その内容とともに、関連資料なども交えてミニ企画展を開催している。



## (10) 令和3年度サン・ファン歴史講座特別編～後継船とミュージアムの新たな展望にむけて～

令和3年度に企画事業として「サン・ファン歴史講座」を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染状況の拡大により開催が見送りとなつたため、講座として予定されていた内容を報告書形式で発表した。

併せて、長年宮城県民に愛されてきた復元船「サン・ファン・バウティスタ号」の姿を永く伝えるため、建造から解体工事までの様子を記録写真にて紹介した。

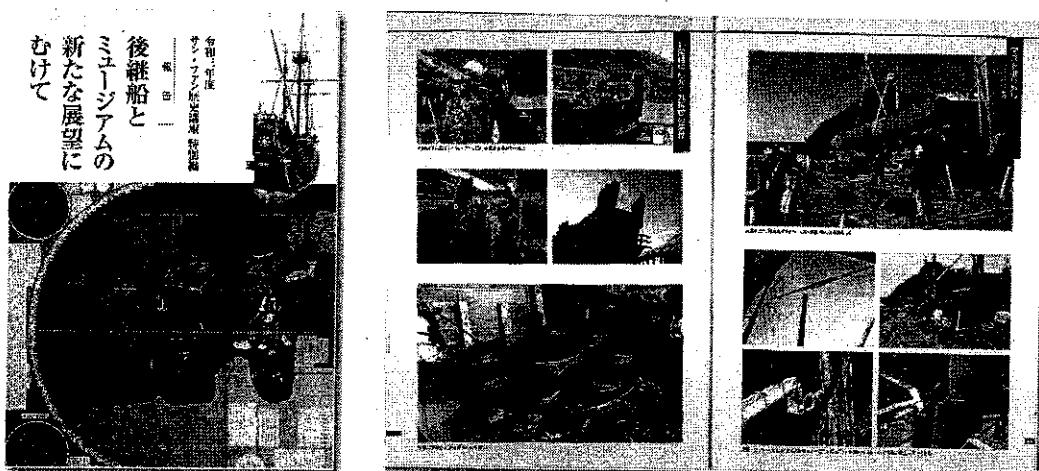
### ①論 考 慶長遣欧使節、マニラ滞在から帰国にいたる2年

～サン・ファン号のスペイン譲渡とフィリピン近隣における動向～

宮城県慶長使節船ミュージアム 館長 濱田直嗣

### ②船舶管理 記録写真にみる復元船サン・ファン・バウティスタ号の30年

～建造から解体まで～



## 【公-2】慶長使節船ミュージアム管理業務

宮城県から受託するミュージアムの維持管理のためのメンテナンス、来館者の確保などの管理運営のほか、資料展示などに当たっては、法人の所有する展示物や学芸員等による研究成果の有効活用に努め、博物館相当施設としての機能充実を図った。

なお、全世界・全国的に蔓延した「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止対策として、緊急事態宣言発令に伴う施設の臨時休館を実施（令和3年8月27日～9月12日）し、再開後も一部コンテンツの中止・制限等を実施しながら、状況に応じて柔軟な管理・運営を行った。

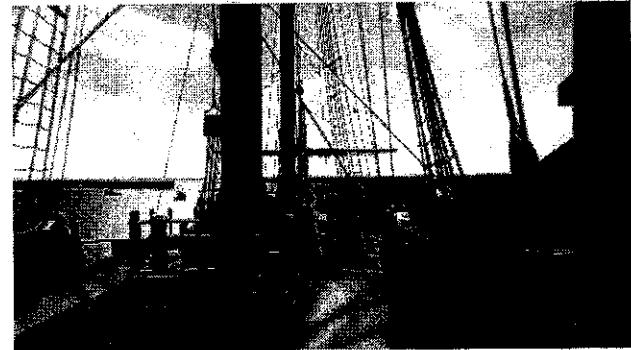
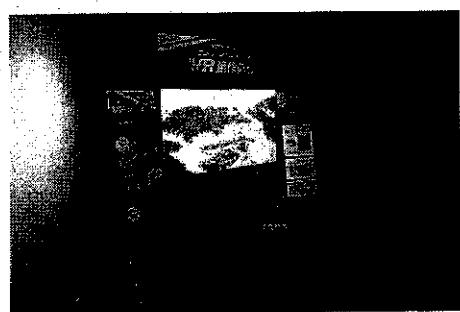
【令和3年度 入館者数】14,234名（前年比52.2%）



（1）慶長使節船ミュージアム 展示・解説業務

館内の各所にアテンダントを配置し、希望する団体・学校等に解説を実施するほか、当館セミナールームにおいて館長・学芸員等が映像を交えた解説を行った。

また、館内において乗船見学が疑似体験できるVR（バーチャルリアリティー）コンテンツを2種類設置した。（サン・ファン・パウティスタVR船内ツアー、サン・ファン・パウティスタVR操作体験）

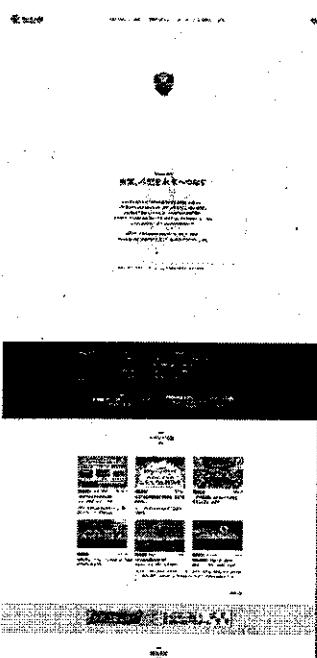


## (2) 慶長使節船ミュージアム 広報業務

慶長遣欧使節の偉業を発信するため、宮城県・石巻市圏域の広報紙、新聞等を活用した広報活動を展開した。また、WEBサイトを積極的に活用し、SNS等の情報発信ツールと併せ、ミュージアムの魅力を最大限PRできるよう努めた。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症により現地での事業開催が困難な一部イベントについては特設WEBサイトを設置しオンライン開催とし、公式HPで大きくPRした。

### ①サン・ファン館公式WEBサイト（一部レイアウトリニューアル実施）



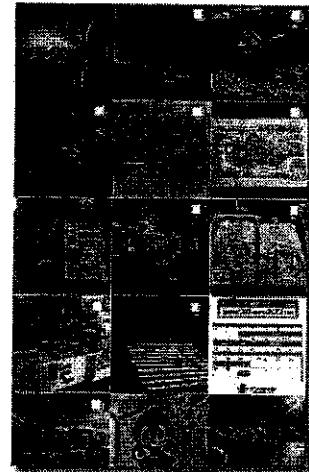
②パンフレット



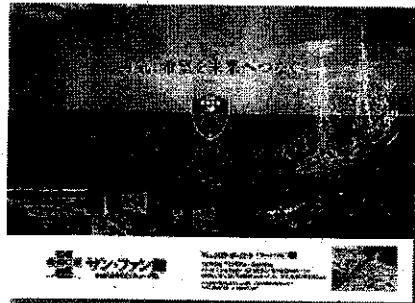
③PRカレンダー



### ④公式SNS（9月よりInstagram運用開始）



### ⑤JR石巻・渡波駅広告看板



### (3) 学校団体の受け入れ（博物館は教室だ！）

主に春季～秋季にかけて修学旅行・校外学習等の学校団体の受け入れを行った。

新型コロナウイルス感染対策のため、体験は最小限とし、映像鑑賞、展示説明を中心に対応した。

また、サン・ファンパーク及び休憩所を昼食会場として活用した。

	来館日	学校名	人数	内容
1	6/4(金)	宮城県水産高等学校 1～4組	25名	映像鑑賞・見学
2	6/9(水)	宮城県水産高等学校 1～2組	15名	映像鑑賞・見学
3	6/11(金)	宮城県水産高等学校 1～3組	26名	映像鑑賞・見学
4	6/16(水)	栗原市立宮野小学校 3・4学年	31名	映像鑑賞・説明・昼食
5	6/17(木)	石巻市立東浜小学校 全校	5名	映像鑑賞・説明・昼食
6	9/24(金)	石巻市立渡波小学校 6年生	49名	映像鑑賞・説明・昼食
7	10/20(水)	仙台市立蒲生中学校 3年生	150名	映像鑑賞・見学
8	10/20(水)	郡山市立安積第二中学校 3年生	29名	映像鑑賞・見学
9	10/28(木)	仙台市立吉成中学校	60名	映像鑑賞・見学
10	11/1(月)	石巻市立鮎川小学校 全校	17名	映像鑑賞・説明・昼食
11	11/5(金)	埼玉県立大宮北特別支援学校 埼玉西分校	約15名	パーク見学・休憩
12	11/12(金)	石巻市立万石浦小学校 3年生	50名	映像鑑賞・説明・昼食

#### ◎ 6月17日 東浜小学校見学



#### ◎ 11月1日 鮎川小学校見学



#### (4) 慶長使節船ミュージアム 特別開館等

---

##### ア) 入館料無料開放

- ・海の日 《令和3年7月22日（木・祝）》（東京オリンピック開催に伴う祝日移動）
- ・サン・ファン・パウティスタ出帆記念日《令和3年10月28日（木）》

##### イ) 開館時間延長

- ・夏季延長開館・・・・・・【令和3年8月1日（日）～30日（月）】  
※午後5時30分まで1時間延長開館

#### (5) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

---

運営組織図に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、清掃業務、警備業務、昇降装置保守点検業務、階段昇降機設備保守点検業務、植栽管理業務、電気設備管理保安業務などは、各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。

#### (6) 慶長使節船ミュージアム 研修・防災訓練等

---

来館者の安全とサービスの向上を図るため、下記の通り避難訓練や研修を実施した。

- ア) AED講習会の実施・・・令和3年11月22日（月）
- イ) 避難訓練の実施・・・・令和3年11月22日（月）

#### (7) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

---

館長の諮問機関として、有識者から企画広報事業に関する意見や提案等を受け、事業運営に反映させることを目的に開催した。

- 令和3年度企画運営委員会・・・【令和4年1月25日（火）】



## 【公-3】 サン・ファン・パウティスタ復元船管理事業

令和3年9月6日の観覧終了（実際は宮城県緊急事態宣言に伴う臨時休館により令和3年8月26日）を経て、11月の解体工事開始まで、可能な限りの船体の維持管理を行った。

また、解体作業開始後は、宮城県や解体担当業者と協議を重ねながら、現場作業の連絡調整、復元船ビルジポンプやドック水レイクリフターを始めとした管理用機器の引継ぎ、解体状況の記録、視察対応等に当たった。

### （1）サン・ファン・パウティスタ復元船 日常点検業務

令和3年11月の復元船の解体工事開始まで、船体の日々の状態を細やかに把握・記録し、適切なメンテナンスや応急処置を図るため、下記の通り日常点検業務を実施した。また、荒天時には係留ロープの増しロープの緩み点検(各マスト・ヤード)、各甲板ハッチ等の確認、陸橋桟橋の動きを把握するなど、不測の事態に対して速やかに適切な対処ができるよう、日々監視に努めた。

令和3年11月10日に復元船への桟橋が撤去された後、マストの解体作業開始に伴い、日常点検業務を終了し、その後は解体状況の記録や現場対応などに当たった。

#### ア) サン・ファン・パウティスタ復元船各部点検

ドック水位及びビルジ水位、係留ロープ張り具合、船内外板漏水の有無等

#### イ) サン・ファン・パウティスタ復元船各部記録

各箇所温度及び湿度記録、ドック水位及びビルジ水位、風向き風力、両舷船首船尾喫水等

#### ウ) 電気関係・連絡橋・係留索・消火施設、船艤内歪(変形)量調査など

#### エ) ドック棟の見回り(ドック水・ドックゲート等)各部点検等

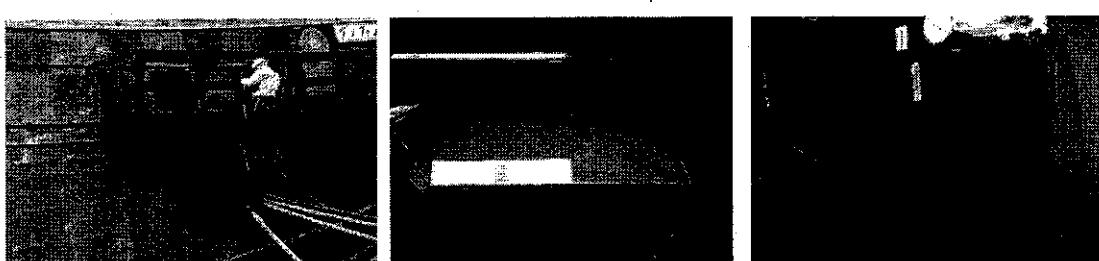
#### オ) 復元船各甲板敷板、コーティングおよび「まきはだ」経年劣化補修

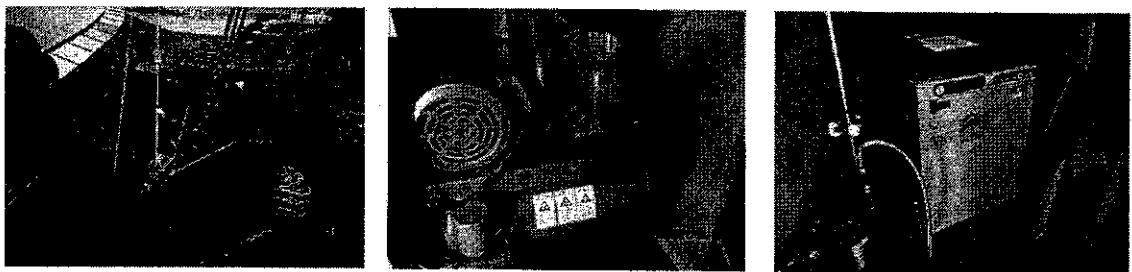
#### カ) メインマスト、ローヤード、左舷操作用ロープ、予備ロープと交換

#### キ) 復元船、甲板・階段・手すり・ドア・外板部などの腐朽損傷部応急処置

#### ク) (令和3年11月11日以降) 解体作業の記録、保管品の確認および選定

#### ケ) ドック内水質検査…4月・8月・12月に実施し、結果は宮城県漁協の石巻湾支所および石巻地区支所に提出している。

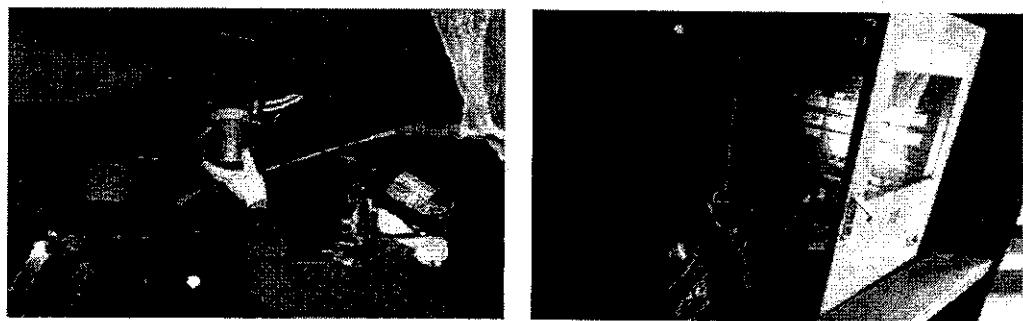




## (2) サン・ファン・バウティスタ復元船 検査及び船体補修工事

指定管理者として宮城県や復元船建造企業など、専門知識を有する方々と協議しながら、復元船の適切な管理方法等を検討し、下記の補修工事等を実施した。

### ア) 復元船、火災警報装置新替および各センサー点検業務（4月）



## (3) 復元船解体記録

復元船の解体工事作業を写真・動画・タイムラプスにて記録した。

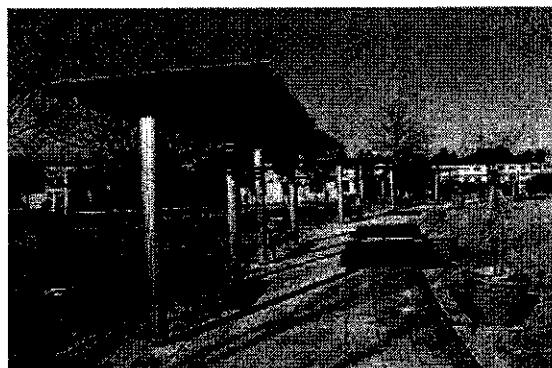
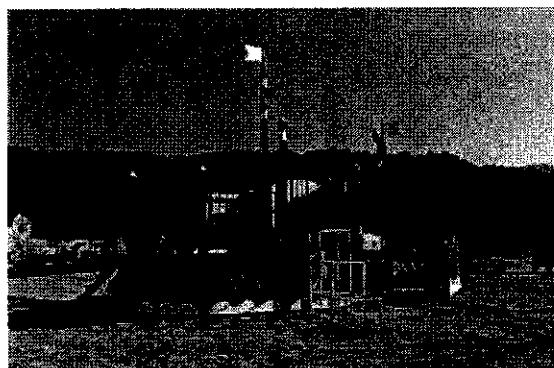


(公-4 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業)

公-4 サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業

パークは、学童の遠足や家族連れなど地域の住民の交流の場であり、慶長遣欧使節による 400 年前の偉業に思いを馳せる場として地域に定着している。また、風光明媚な立地に恵まれ、石巻圏域における観光スポットとして重要な施設となっていることから、パークの利用促進を図ることは、ミュージアムの効果的な運営にとっても欠かせないものであり、当法人としてその安全性や快適性の確保に努めた。

【令和 3 年度 入園者数】 49, 062 名 (前年比 66. 6 %)



## (1) サン・ファンパーク 観光案内業務

石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として貢献できるよう、サン・ファンパーク立体駐車場1階に設置した「サン・ファンインフォメーションセンター」にて、アテンダントが石巻地域の観光・文化施設情報、市内の飲食店情報等の案内を実施している。



## (2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは駐車場、トイレ、自動販売機等を備えており、不特定多数の来園者や隣接するミュージアムの入館者のほとんどが利用することから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、清掃業務、警備業務、植栽管理業務、施設管理業務の一部を各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。



## (3) サン・ファンパーク 利用実績

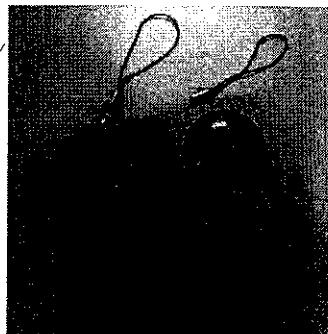
サン・ファン広場を中心に、安全な憩いの場の提供・地域の活性化や賑わいの創出のため各種イベント会場の貸出を行っている。

### ◎第28回サン・ファン祭り「オンラインでサン・ファン祭り」

#### 現地企画：石巻JC企画ウッドレジンワークショップ

【日時】10月31日（日）13:00より各1時間4部制にて開催

【場所】石巻サン・ファン・パウティスタパーク 観光案内所



(事業-5 慶長遣欧使節船協会 自主事業・記念事業等)

### 【事業-5】共催・協賛事業等

#### (1) 第28回サン・ファン祭り「オンラインでサン・ファン祭り～つなぐ～」

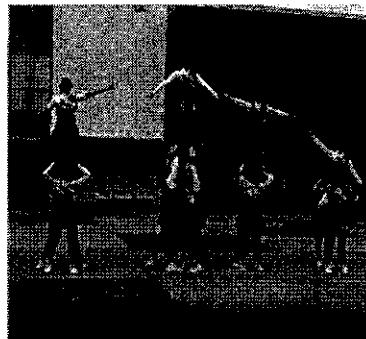
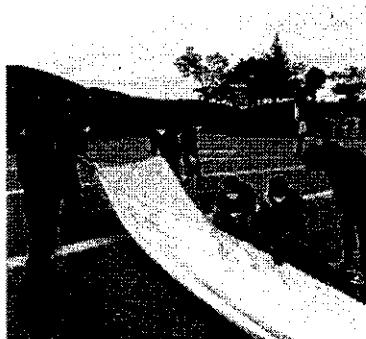
昨年から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ大きく、総会および実行委員会の開催すらも安全対策上困難であり、通常規模の開催は厳しい状況であった。しかし、今年度は復元船が解体される年度であり、昨年に引き続き「中止」という形にしてしまっては祭りの灯が途絶えてしまうのではと実行委員会では危惧を抱いていた。

感染症対策を行った上で縮小開催を検討したが、会議にもリスクを伴う状況であったので、秋口まで慎重に状況を見ることになった。しかし秋口になっても県民へのワクチンの接種は中途であり、また9月には緊急事態宣言も発令されたこともあり、今年度は事前予約制のワークショップと花火、そしてWEB配信にて10月31日の開催となった。

【開催日】令和3年10月31日（日）から公開

【内 容】以下の動画をYouTubeで配信し特設サイトからリンクを繋ぎ 10/31より常時閲覧可能とした。

- ・朗読劇『旅路、家路。』(4Kアップロード版)
- ・サン・ファン号の「帆」を広げてみよう！
- ・海からサン・ファン！
- ・好文館高校チアリーディング部「ピーナッツ」
- ・第2回サン・ファン祭りメインステージ「セレブレイト・ザ・サン・ファン第一部」ダイジェスト映像



□現地企画：石巻JC企画ウッドレジンワークショップ

「輝き続けるサン・ファン・バウティスタ号のカケラ」

【日時】10月31日（日）13:00より各1時間4部制にて開催

【場所】石巻サン・ファン・バウティスタパーク 観光案内所

【内容】

- ・復元船の修復に用いる予定だった修理材に帆船の刻印を施したウッドレジンの作成体験
- ・事前予約・2名～4名の家族またはグループ対象で参加者を募集し、参加人数は55名
- ・感染症対策として、受付時の検温、手指消毒を徹底した。また机をビニールで覆い、イスなど使用した物品は1回ごとに交換・消毒を行った。

□石巻青年会議所との共催企画「結の花火」

【日時】10月31日（日）18:30～18:45

【内容】東日本大震災より10年目の節目として、これまでの復興の道のりに感謝すると共に、未来へ向けて希望のメッセージを伝える、この地域に住もう子どもたちの郷土愛を育み、地域を活性化するきっかけとするために花火を打ち上げた。

感染症対策で三密を避けるため、告知は周辺住民および漁業関係者のみとし、当日WEB上にてリアルタイムのライブ中継配信を行った。

【打上場所】石巻市長浜町堤防

【協力】石巻コミュニティ放送（ラジオ石巻 FM76.4） 石巻観光協会 i感謝博



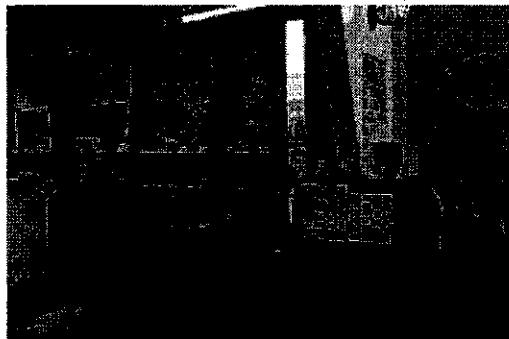
### 3 収 益 事 業

#### 【収-1】サン・ファンショップ グッズ販売事業

サン・ファン関連のグッズや石巻市の産品など約170点を取り揃え、また会計レジにクレジットおよび電子マネー支払いを導入し、販売促進やサービスの向上に努めている。

##### (1) オリジナル商品

- サン・ファン・パウティスタ号に関連した下記のグッズを取り揃えた。
  - ・ポストカード
  - ・オリジナル設計図Tシャツ
  - ・オリジナルバーストラップ
  - ・オリジナルストラップ
  - ・オリジナル耳かき
  - ・オリジナルクリアファイル
  - ・オリジナルペーパークラフト
  - ・サン・ファン・パウティスタ帆船模型
  - ・オリジナルがまぐち
  - ・オリジナルボールペン
  - ・オリジナルシャープペン
  - ・オリジナルチャーム
  - ・オリジナルトートバック
  - ・夢を乗せた伊達の黒船(ブックレット)
  - ・復元船サン・ファン号大図鑑
  - ・慶長遣欧使節船協会三十年史



## 4 法人管理

### 1 理事会・評議員会

#### (1) 慶長遣欧使節船協会 理事会

- ・第1回 理事会・・・【令和3年 4月21日（水）】※決議の省略
- ・第2回 理事会・・・【令和3年 5月26日（水）】※決議の省略
- ・第3回 理事会・・・【令和3年 6月21日（月）】※決議の省略
- ・第4回 理事会・・・【令和3年10月 4日（月）】※決議の省略
- ・第5回 理事会・・・【令和4年 2月25日（金）】※決議の省略
- ・第6回 理事会・・・【令和4年 3月14日（月）】※決議の省略

#### (2) 慶長遣欧使節船協会 評議員会

- ・第1回 臨時評議員会・・・【令和3年 5月 7日（金）】※決議の省略
- ・定時評議員会・・・【令和3年 6月 3日（木）】※決議の省略
- ・第2回 臨時評議員会・・・【令和3年10月25日（月）】※決議の省略
- ・第3回 臨時評議員会・・・【令和4年 3月25日（金）】※決議の省略

## 正味財産増減計算書

(消費税は内税処理)

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:円)

## 全会計

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
通信運搬費	186,737	47,260	139,477
減価償却費	354,284	462,475	△ 108,191
需要費	202,335	243,190	△ 40,855
(消耗品費)	202,335	243,190	△ 40,855
修繕費	0	0	0
印刷製本費	34,001	5,883,736	△ 5,849,735
燃料費	100,842	85,815	15,027
光熱水料費	373,457	350,306	23,151
使用料及び賃借料	11,483	116,695	△ 105,212
保険料	0	0	0
諸手数料	343,355	319,381	23,974
租税公課	91,472	94,294	△ 2,822
支払負担金	227,660	208,700	19,160
交際費	78,240	47,523	30,717
食料費	0	121,500	△ 121,500
委託費	0	881,299	△ 881,299
経常費用計	198,847,777	211,131,291	△ 12,283,514
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,590,836	△ 1,843,936	△ 2,746,900
基本財産評価損益等	△ 71,506	71,506	△ 143,012
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	△ 71,506	71,506	△ 143,012
当期経常増減額	△ 4,662,342	△ 1,772,430	△ 2,889,912
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
車輛運搬具除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
雑損失	0	0	0
雑損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,662,342	△ 1,772,430	△ 2,889,912
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	△ 4,734,342	△ 1,844,430	△ 2,889,912
一般正味財産期首残高	91,879,855	93,724,285	△ 1,844,430
一般正味財産期末残高	87,145,513	91,879,855	△ 4,734,342
II 指定正味財産増減の部			
(1) 基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価益	0	0	0
(2) 基本財産評価損	22,635,000	8,478,400	14,156,600
基本財産評価損	22,635,000	8,478,400	14,156,600
(3) 一般正味財産振替額	△ 71,506	71,506	△ 143,012
一般正味財産振替額	△ 71,506	71,506	△ 143,012
当期指定正味財産増減額	△ 22,563,494	△ 8,549,906	△ 14,013,588
指定正味財産期首残高	1,128,437,794	1,136,987,700	△ 8,549,906
指定正味財産期末残高	1,105,874,300	1,128,437,794	△ 22,563,494
III 正味財産期末残高	1,193,019,813	1,220,317,649	△ 27,297,836

(消費税は内税処理)

## 正味財産増減計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

全会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	12,782,022	12,622,501	159,521
基本財産受入利息	12,782,022	12,622,501	159,521
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
事業収益	179,139,994	193,939,980	△ 14,799,986
指定管理者事業収入	173,388,665	175,330,255	△ 1,941,590
官城県	133,388,665	135,330,255	△ 1,941,590
石巻市	40,000,000	40,000,000	0
利用料金収入	3,491,350	5,383,400	△ 1,892,050
グッズ事業収入	2,259,979	3,735,105	△ 1,475,126
官城県受託金	0	9,491,220	△ 9,491,220
受取補助金等	1,884,051	1,452,197	431,854
受取国庫補助金	1,235,535	727,385	508,150
受取国庫助成金	648,516	724,812	△ 76,296
電源立地交付金	648,516	724,812	△ 76,296
雑収益	450,874	1,272,677	△ 821,803
雑収益計	450,874	1,272,677	△ 821,803
	194,256,941	209,287,355	△ 15,030,414
(2) 経常費用			
事業費	192,508,403	199,446,693	△ 6,938,290
給料手当	51,268,713	51,364,282	△ 95,569
臨時雇賃金	0	0	0
賞与引当金繰入	2,784,043	3,102,060	△ 318,017
法定福利費	7,654,751	7,765,637	△ 110,886
福利厚生費	1,084,871	1,066,803	18,068
旅費交通費	143,170	53,458	89,712
グッズ購入費	1,251,070	2,299,162	△ 1,048,092
通信運搬費	1,147,741	1,130,582	17,159
減価償却費	955,666	1,285,386	△ 329,720
需要費	3,836,858	2,984,040	852,818
(消耗品費)	3,469,579	2,623,934	845,645
(備品費)	367,279	360,106	7,173
修繕費	8,137,915	5,055,854	3,082,061
印刷製本費	1,314,703	313,434	1,001,269
燃料費	3,194,641	2,718,582	476,059
光熱水料費	16,074,402	14,993,497	1,080,905
使用料及び賃借料	2,727,424	4,282,269	△ 1,554,845
保険料	492,523	567,246	△ 74,723
広告宣伝費	4,485,999	3,370,960	1,115,039
諸手数料	256,045	286,339	△ 30,294
諸謝金	314,285	146,170	168,115
租税公課	4,759,260	5,714,028	△ 954,768
支払助成金	100,000	0	100,000
委託費	79,940,625	90,357,043	△ 10,416,418
食料費	37,078	18,370	18,708
雑費	546,620	571,491	△ 24,871
管理費	6,339,374	11,684,598	△ 5,345,224
給料手当	2,309,482	2,177,293	132,189
退職金	1,500,000	0	1,500,000
賞与引当金繰入	157,301	146,790	10,511
法定福利費	306,634	289,124	17,510
福利厚生費	23,415	17,299	6,116
会議費	0	114,950	△ 114,950
旅費交通費	38,476	76,968	△ 38,492

正味財産増減計算書の内訳表

正味財産増減  
令和3年4月1日から

正味財産増減計算書の内訳表  
令和3年1月1日から令和4年1月31日まで

科 目	公社目的事業会計			財産事業会計			法人会計			内部取引消去 小計	法人会計 内部取引消去 小計
	企画事業	ミュージアム	直元船	バーチャル	共通	小計	理会計	法人会計	内部取引消去		
印刷費本費										34,001	34,001
燃料費										100,842	100,842
光熱水道料費										373,457	373,457
使用料及び賃料										11,483	11,483
保険料										0	0
雇用料										343,355	343,355
租税公課										91,472	91,472
支払負担金										227,860	227,860
交際費										78,240	78,240
会員費										0	0
会員費										0	0
運輸費用計	20,958,274	121,685,510	6,425,496	49,001,846	0	198,111,125	2,897,277	0	2,897,277	6,339,374	8,600,000
資本積立金繰入額常備損益 基本財産評価損益等	△ 607,332	△ 2,731,545	△ 480,355	△ 157,398	0	△ 3,976,560	△ 631,789	0	△ 631,789	17,513	17,513
特定期産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 71,506	△ 71,506
松葉賞額定財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評議員益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期益本資本積益	△ 607,332	△ 2,731,545	△ 480,355	△ 157,358	0	△ 3,976,560	△ 631,789	0	△ 631,789	△ 53,993	△ 53,993
2. 經常外債残高の部										0	0
(1)経常外支入										0	0
固定資産引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産支拂益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券引当益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)経常外費用										0	0
固定資産修理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産改修費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券修理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外損益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期正味財産評価額	△ 607,332	△ 2,731,545	△ 480,355	△ 157,358	0	△ 3,976,560	△ 631,789	0	△ 631,789	△ 53,993	△ 53,993
当期第一正味財産評価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法入元、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産評価額	△ 607,332	△ 2,731,545	△ 480,355	△ 157,358	0	△ 3,976,560	△ 631,789	0	△ 631,789	△ 53,993	△ 53,993
一般正味財産前倒算額	△ 19,349,584	△ 4,135,699	△ 36,988,797	5,363,904	110,328,109	85,747,933	△ 628,940	3,832,808	△ 456,132	36,588,054	36,588,054
一般正味財産期末算額	△ 19,256,916	△ 4,867,244	△ 37,459,122	5,206,546	110,328,098	85,747,933	△ 628,940	3,832,808	△ 456,132	36,462,061	36,462,061
II 指定正味財産増減の部										0	0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産評価益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価益	1,380,735	5,160,789	1,720,260	0	3,440,320	11,702,295	0	10,932,705	10,932,705	0	22,65,000
特定資産評価損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への帳替額	△ 1,380,735	△ 5,160,789	△ 1,720,260	0	△ 3,440,320	△ 11,702,295	0	△ 11,702,295	△ 71,506	0	△ 71,506
当期指定正味財産増減額	67,918,189	253,494,364	84,494,789	0	177,641,968	563,459,310	0	563,459,310	△ 10,861,199	△ 10,861,199	△ 10,861,199
指定正味財産期首算額	66,431,54	248,323,584	82,774,529	0	174,201,448	571,737,016	0	571,737,016	534,137,285	534,137,285	534,137,285
III 基金増減の部										0	0
IV 正味財産期末算額	46,480,538	241,456,340	45,335,407	5,208,546	285,029,557	623,508,388	△ 4,920,729	3,533,808	△ 1,087,921	570,589,346	570,589,346
										0	1,193,019,813

\*公益目的事業事業収支

52351

## 財務諸表に対する注記

1. 繼続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定当委員会)を適用している。

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

基本財産として所有する有価証券は、決算日の市場価額に基づく時価によっている。

(2) 備用資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

備品及び車両運搬具 定率法によっている。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員の賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当該事業年度に帰属する額を計上している。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、全て重要性に乏しい少額取引であるため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理を適用している。(「リース取引に関する会計基準の適用指標34」)

(6) 消費税の会計処理

税込方式によっている。

3. 会計方針の変更

該当事項なし

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産				
投資有価証券	1,127,284,000	11,702,295	34,337,295	1,104,649,000
定期預金	1,153,794	2,411,669	2,340,163	1,225,300
小 計	1,128,437,794	14,113,964	36,677,458	1,105,874,300
特定資産				
事業調整積立金	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	1,128,437,794	14,113,964	36,677,458	1,105,874,300

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産				
投資有価証券	1,104,649,000	1,104,649,000	0	0
定期預金	1,225,300	1,225,300	0	0
小 計	1,105,874,300	1,105,874,300	0	0
特定資産				
事業調整積立金	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
合 計	1,105,874,300	1,105,874,300	0	0

6. 担保に供している資産

該当事項なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額および当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取 得 価 額	減 価 償 却 累 計 額	当 期 末 残 高
構 築 物	3,789,500	82,105	3,707,395
車 輛 運 搬 具	4,821,959	4,422,209	399,750
什 器 備 品	38,441,235	34,781,261	3,659,974
電 話 加 入 権	268,160	0	268,160
合 計	47,320,854	39,285,575	8,035,279

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残（貸倒引当金を直接控除した残高のみを記載した場合）

該当事項なし。

9. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

該当事項なし。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当事項なし。

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金の名称	交付者	前期末残	当期増加額	当期減少額	当期末残高
原子力立地交付金	東北電力㈱	0	648,516	648,516	0
芸術文化振興費 補助金	文化庁	0	1,235,535	1,235,535	0
合 計		0	1,884,051	1,884,051	0

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

該当事項なし。

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

(単位：円)

内容	金額
投資有価証券の購入時における有価証券経過利息の支払い額(前期訂正分)	△71,506
合計	△71,506

14. 関連当事者との取引内容

該当事項なし。

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

15. 重要な後発事象

該当事項なし。

16. その他

該当事項なし。

## 附 屬 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。

### 2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	3,248,850	2,941,344	3,248,850	0	2,941,344

# 貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	97,301,350	92,660,818	4,640,532
未収金	30,593	11,717,284	△ 11,686,691
前払金	5,830	5,830	0
仮払金	0	0	0
商品	1,481,781	1,424,473	57,308
流動資産合計	98,819,554	105,808,405	△ 6,988,851
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,104,649,000	1,127,284,000	△ 22,635,000
定期預金	1,225,300	1,153,794	71,506
基本財産合計	1,105,874,300	1,128,437,794	△ 22,563,494
(2) 特定資産			
積立資産	0	0	
特定資産合計	0	0	
(3) その他固定資産			
構築物	3,707,395	3,783,185	△ 75,790
車輛運搬具	399,750	666,248	△ 266,498
什器備品	3,659,974	2,785,136	874,838
電話加入権	268,160	268,160	0
預託金	20,450	20,450	0
その他の固定資産合計	8,055,729	7,523,179	532,550
固定資産合計	1,113,930,029	1,135,960,973	△ 22,030,944
資産合計	1,212,749,583	1,241,769,378	△ 29,019,795
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	14,504,362	15,546,579	△ 1,042,217
預り金	6,764	0	6,764
賞与引当金	2,941,344	3,248,850	△ 307,506
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	2,205,300	2,584,300	△ 379,000
流動負債合計	19,729,770	21,451,729	△ 1,721,959
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	19,729,770	21,451,729	△ 1,721,959
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	1,225,300	1,153,794	71,506
受贈投資有価証券	1,104,649,000	1,127,284,000	△ 22,635,000
指定正味財産合計	1,105,874,300	1,128,437,794	△ 22,563,494
(うち基本財産への充当額)	1,105,874,300	1,128,437,794	△ 22,563,494
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	87,145,513	91,879,855	△ 4,734,342
一般正味財産合計	87,145,513	91,879,855	△ 4,734,342
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	1,193,019,813	1,220,317,649	△ 27,297,836
負債及び正味財産合計	1,212,749,583	1,241,769,378	△ 29,019,795

貸借対照表内訳表

金華

1 公益財団法人 慶長遣歐使節船協会  
(様式3-2)

キャッシュ・フロー計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	△ 4,662,342	△ 1,772,430	△ 2,889,912
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	1,309,950	1,747,861	△ 437,911
基本財産評価	71,506	71,506	143,012
未収金の増減額	11,686,691	△ 11,704,936	23,391,627
仮払金の増減額	0	8,675	△ 8,675
未払金の増減額	△ 1,042,217	11,032,646	△ 12,074,863
預り金の増減額	6,764	0	6,764
未払消費税の増減額	△ 379,000	35,600	△ 343,400
指定正味財産からの振替額	71,506	△ 71,506	△ 143,012
その他	10,352,879	50,019,546	△ 39,666,667
小計	22,078,079	50,925,180	△ 28,847,101
4. 指定正味財産増加収入			
一般正味財産への振替額	△ 71,506	71,506	△ 143,012
基本財産増加収入	△ 22,635,000	△ 8,478,400	△ 14,156,600
指定正味財産増加収入	△ 22,635,000	△ 8,478,400	△ 14,156,600
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 5,219,263	40,674,350	△ 45,893,613
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	11,702,295	4,383,333	7,318,962
基一投資有価証券売却収入	11,702,295	4,383,333	7,318,962
敷金・保証金戻収入	20,450	20,450	0
保証金戻り収入	20,450	20,450	0
投資活動収入計	11,722,745	4,403,783	7,318,962
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出	0	45,338,882	△ 45,338,882
基一投資有価証券取得支出	0	45,338,882	△ 45,338,882
固定資産取得支出	1,842,500	4,448,400	△ 2,605,900
構築物建設支出	0	3,789,500	△ 3,789,500
什器備品購入支出	1,842,500	658,900	1,183,600
敷金・保証金支出	20,450	20,450	0
保証金支出	20,450	20,450	0
投資活動支出計	1,862,950	49,807,732	△ 47,944,782
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,859,795	△ 45,403,949	55,263,744
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	4,640,532	△ 4,729,599	9,370,131
V 現金及び現金同等物の期首残高	92,660,818	97,390,417	△ 4,729,599
VI 現金及び現金同等物の期末残高	97,301,350	92,660,818	4,640,532

## 財産目録

令和4年3月31日現在

(単位:円)				
貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
現金	小口現金有高	運転資金として	546,631	
預金	普通預金 七十七銀行渡波支店 (事業費) 七十七銀行渡波支店 (利用料金口座) 七十七銀行渡波支店 (預り金口座) 七十七銀行渡波支店 (市委託) 七十七銀行渡波支店 (事業収入) 仙台銀行石巻支店 (事業費)	運転資金 (事業費管理) として 運転資金 (利用料金管理) として 運転資金 (預り金管理) として 運転資金 (市委託管理) として 運転資金 (事業収入管理) として 運転資金 (事業費管理) として	71,072,469 10,562,051 0 10,242,995 877,735 3,999,469	
未収金	日専連 ㈱伊藤園・コカ・コーラ・東北フローズン㈱ 石巻観光協会 東日本電信電話㈱ 浜人	ショップ信販売上高 自動販売機販売手数料 ショップ売上金 公衆電話委託手数料 テナント電気・水道料(3ヶ月分)	18,650 7,490 3,624 330 499	
前払金	セコム㈱	4月分AED借料	5,830	
商品		販売用として	1,481,781	
流動資産合計			98,819,554	
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	有価証券 第560回東京電力債 (20年) 第154回国債 (20年) 第154回国債 (20年) 第68回利付国債 (30年)	公益目的保有財産 (51.7%) 及び法人活動に供する財産 (48.3%) であり、運用益を公益目的事業と法人管理の財源として使用している。	109,830,000 347,441,000 619,640,000 27,738,000
	定期預金	定期預金 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店	同上	588,700 636,600
特定資産 その他 固定資産	機械物 車両運搬具 什器備品	協会設立30周年記念碑 中古車両3台 事務用品、消防関係設備等 復元船内展示装飾等 観光案内所カウンタ等 シン・ファン船バーカ種型・金型・マスク 展示用絵画他	公益目的保有財産 (ミュージアム) 公益目的保有財産 (復元船) 公益目的保有財産 (パーク) ショップ用 展示用絵画他	3,707,395 399,750 3,241,475 7 406,467 2 12,023
	電話加入権	4回線		268,160
	預託金		公用車リサイクル料	20,450
固定資産合計			1,113,930,029	
資産合計			1,212,749,583	
(流動負債)				
	未払金	陽光ビルサービス㈱ 南北社㈱ 東北電力㈱ ㈱東北丸本 石巻年金事務所 ダイコー㈱ キヨウワセキュリティオൺ㈱ ㈱ムト一電機 石巻市 ㈱岩城屋商店 ㈱日本土木・機械鉄鋼 アマゾンジャパン合同会社 ラクスル㈱ ㈱マイクロエレベーター 豊和建設㈱ その他		4,662,447 2,002,622 1,343,067 1,045,000 1,010,692 840,400 682,000 535,975 508,981 448,800 391,600 204,451 174,790 168,300 152,900 332,337
	預り金	源泉税	石巻税務署	6,764
	貰与引当金		支払見込額の当期負担分計上	2,941,344
	未払消費税等	消費税確定納付額	石巻税務署	2,205,300
	未払法人税等	法人県民税均等割 法人市民税均等割	宮城県 石巻市	22,000 50,000
流動負債合計			19,729,770	
負債合計			19,729,770	
正味財産			1,193,019,813	

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
投資有価証券			国債等 67,383,592 円 国債等 251,859,970 円 国債等 83,953,324 円 国債等 167,906,648 円 合計 571,103,534 円	企画事業 ミュージアム事業 復元船事業 上記事業共用
定期預金(基本財産)			七十七銀行 35,911 円 仙台銀行 38,833 円 七十七銀行 134,224 円 仙台銀行 145,145 円 七十七銀行 44,741 円 仙台銀行 48,381 円 七十七銀行 89,482 円 仙台銀行 96,763 円 合計 633,480 円	企画事業 ミュージアム事業 復元船事業 上記事業共用
什器備品			事務用品・消防設備等 3,241,475 円 復元船内展示等 7 円 観光案内所用カウンター等 406,467 円 合計 3,647,949 円	ミュージアム事業 復元船事業 パーク事業
電話加入権			4回線 268,160 円	ミュージアム事業
合計			575,653,123	

## 資産別固定資産減価償却内訳表

自令和3年 4月 1日  
至 令和4年 3月 31日

物 件 名 称	数 量	償却 方法	取 得 使 用 年 数	耐 用 使 用 年 数	償却 率	期 間	取 得 額	期首 債権額	当 期 増 減額	普通 償却額	特別(割増) 償却額	当 期 傷失額	期末 債権額	(減損損失累計額) 傷却累計額	備考
<b>【構築物】</b>															
〔 0 分類 〕															
429-00 協会設立30周年記念碑	1	定額	R3.3	50	0.020	12	3,789,500	3,783,185		75,790		75,790	75,790	3,707,395	82,105
※分類計※ 分類									3,789,500	3,783,185	0	75,790	75,790	3,707,395	82,105
※資産計※ 構築物									3,789,500	3,783,185	0	75,790	75,790	3,707,395	82,105
<b>【 車両運搬具 】</b>															
〔 1 収益 〕															
104-00 中古 タイプツラック H16年製	1	定率	H22.5	2	1.000		856,000	1						1	855,999 傷却済
105-00 中古 セレナ H23年製	1	定率	H27.5	2	1.000		1,745,140	1						1	1,745,139 傷却済
422-00 中古 日産ノート H29年製	1	定率	H30.11	5	0.400	12	2,220,819	666,246		266,498		266,498	266,498	398,748	1,821,071
※分類計※ 収益									4,821,959	666,248	0	266,498	266,498	398,750	4,422,209
※資産計※ 車両運搬具									4,821,959	666,248	0	266,498	266,498	398,750	4,422,209
<b>【 器具及び備品 】</b>															
〔 0 分類 〕															
264-00 マスコット再生プロジェクト説明フレート	1	定率	H28.4	10	0.200	12	600,000	196,608		39,321		39,321	39,321	157,287	442,713
265-00 ロープ標本・ハネル	1	定率	H28.5	10	0.200	12	129,600	43,353		8,670		8,670	8,670	34,683	94,917
266-00 乗組員注意看板(ステッカ式)	1	定率	H28.5	10	0.200	12	182,283	60,980		12,196		12,196	12,196	48,784	133,509
297-00 セミホールードドロップ式	1	定率	H28.6	10	0.200	12	320,760	108,487		21,897		21,897	21,897	37,590	233,170
EPSON EB335W他															
420-00 バーク照光室内用かんたー、イカ地一式	1	定率	H28.8	15	0.133	12	91,440	468,820		62,353		62,353	62,353	406,467	503,973
421-00 アルミニ製外張示板	1	定率	H28.9	10	0.200	12	492,480	178,187		35,637		35,637	35,637	142,550	349,930
268-00 サンフラン・ハケンズ号船体模型	1	定率	H29.7	2	0.200		30,000	1						1	299,999 傷却済
423-00 コーナー造作														1	299,999 傷却済
424-00 コーナー造作に係るサネージモニタ40V型	1	定率	R1.12	5	0.400		1	1						1	1 傷却済
425-00 屋根接入口部内案内造作設置	1	定率	R1.12	5	0.400		1	1						1	1 傷却済
426-00 黒芝プロフェッショナルディスプレイ	1	定率	R2.9	5	0.400	7	169,400	129,874		51,949		51,949	51,949	77,925	91,475
427-00 ワイヤレスチューナー	1	定率	R2.9	5	0.400	7	48,500	375,284		150,113		150,113	150,113	225,171	264,329
428-00 体温面温度計測カメラ	1	定率	R3.2	5	0.400	2	165,000	154,000		61,600		61,600	61,600	92,400	72,800
429-00 高密度清浄加温装置S.A.T.-JR22MB (3)	3	定率	R3.6	6	0.333	10	1,732,500	1,732,500		480,768		480,768	480,768	1,251,732	480,768
431-00 渡長セリシタン因譜	1	定率	R3.8	5	0.400	8	11,000	11,000		29,333		29,333	29,333	80,667	29,333
※分類計※ 分類									5,601,976	1,716,597	1,842,500	953,837	953,837	2,605,260	2,996,716
201-00 片袖机 WK KS-6	1	日	H3.4	15	12/60		30,127	1						1	30,126 傷却済

## 資産別固定資産減価償却内訳表

自令和3年 4月 1日  
至 令和4年 3月 31日

物 件 名 称	数 量	價 却 使 用 年 数	耐 用 年 数	價 却 率	期 間	取 得 価 銭	期 初 債 準 価 銭	当 期 増 減 額	普 通 債 却 額	特 別(削)増)	當 期 減損失額	當 期 債 却 額	期 末 債 準 価 銭	(減損損失累計額) 價 却 累 計 額	備 考
202-00 肘付椅子 カラダ 311-5320	1	定率 H3.4	10	12/60		54,847							1	54,846	償却済
203-00 肘接椅子 ゴヨク CE-335S	1	日 H3.4	5	12/60		29,741							1	29,740	償却済
204-00 肘接椅子 ゴヨク QE-335S	1	日 H3.4	5	12/60		29,741							1	29,740	償却済
205-00 肘接椅子 ゴヨク CE-332S	1	日 H3.4	5	12/60		48,667							1	48,666	償却済
206-00 肘接テーブル ハリ NT-S2	1	定率 H3.4	10	12/60		31,672							1	31,671	償却済
207-00 展示用見因	1	日 H3.12	7	12/60		1,218,480							1	1,218,489	償却済
208-00 印鑑 理事長印	1	定率 H4.1	10	12/60		18,540							1	18,539	償却済
209-00 画用机 WK KS-2	1	日 H5.10	15	0.142		54,590							1	54,589	償却済
210-00 金庫 カラダ 303-4252	1	定率 H5.10	20	0.109	12	182,928							1	179,268	償却基礎 146
215-00 船内展示装飾 指輪主人形	1	日 H6.3	8	12/60		2,163,000							1	2,162,999	償却済
223-00 押捺機	1	定率 H6.3	3	12/60		432,600							1	432,599	償却済
228-00 寄せ看芳名版	1	定率 H6.4	8	12/60		5,862,000							1	5,861,999	償却済
229-00 マイクスタンド MT-96	1	日 H6.5	5	12/60		10,197							1	10,196	償却済
230-00 マイクスタンド MT-161	1	日 H6.5	5	12/60		13,905							1	13,904	償却済
232-00 消火栓設備	1	定率 H6.5	8	12/60		7,250							1	7,249	償却済
235-00 ショーケース	1	日 H6.8	8	12/60		482,882							1	482,881	償却済
236-00 ダイビングマスク WM-811/B11	1	定率 H6.8	3	12/60		38,522							1	38,521	償却済
246-00 竹元船黒帆用帆	1	定率 H15.3	5	12/60		3,435,380							1	3,435,389	償却済
247-00 萬元船黒帆用帆	1	日 H16.4	5	12/60		783,825							1	783,824	償却済
253-00 ハンドソー 日立CB65 HS.3製造	1	日 H18.12	2	1,000		80,000							1	79,999	償却済
251-00 レジストグラフ	1	日 H19 H20.3	5	0.500		1,257,564							1	1,257,563	償却済
409-00 施設設備改修工事一式	1	定率 H21.11	6	0.417		1,115,000							1	1,114,999	償却済
235-00 プロジェクター EPSON EB-1735W/24	1	日 H19 H22.4	5	0.500		219,048							1	219,047	償却済
256-00 カム式設備修理機	1	日 H19 H22.7	6	0.417		180,000							1	179,999	償却済
251-00 大型ラベルプリンター	1	日 H19 H22.12	5	0.500		91,900							1	91,799	償却済
414-00 サブノア船ハーネス型 金型及びマスク	1	定率 H25.7	3	0.867		472,500							1	472,499	償却済
416-00 サブマリンマスク	1	定率 H22.7	3	0.867		562,275							1	562,274	償却済
416-00 LEDハイネックジョン	1	定率 H25.12	3	0.867		173,140							1	173,139	償却済
417-00 TV・BDP・スピーカー式	1	定率 H26.1	3	0.400		173,185							1	178,184	償却済
419-00 LED入りシル・墨球色	1	定率 H26.12	3	0.867		429,300							1	429,299	償却済
265-00 二つの大海上のサン・ファン・ハウティスク1	1	定率 H27.11	5	0.400	12	9,547,200							1	9,547,199	償却済
263-00 セ・パン・ア・タ・音響設備一式	1	定率 H27.11	5	0.400	15	450,000							1	449,999	償却済

## 資産別固定資産減価償却内訳表

自令和4年 4月 1日  
至令和4年 3月 31日

物 件 名 称	数 量	償却 方法	取 得 使 用 年 数	償却率	期 間	取 得 価額	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(割増)償却額	当期減損額	当期償却残額	期末帳面額	(減損損失累計額)	(償却累計額)	(減損損失累計額)	(償却累計額)
※分類計※ 収益																	
[ 2非収益 ]						29,966,926	5,523	0	1,829	0	1,829	1,829	3,694	29,963,232			
239-00 絵画 カレオントラム	1	旧 定率	H7.6	8	0.250	12	860,000	16,003									
240-00 絵画 傳説の食堂	1	旧 定率	H7.6	8	0.250	12	100,000	2,003									
241-00 絵画 傳説の回廊	1	旧 定率	H7.6	8	0.250	12	100,000	2,003									
242-00 絵画 僧院の黒船	1	定率	H10.8	8	0.250	12	200,000	4,003									
252-00 絵画 支倉常長 太平洋横断の図	1	定率	H20.2	8	0.313		300,000	1									
253-00 絵画 サン・ティエゴ要塞、城の一角	1	定率	H21.12	8	0.313		93,333	1									
412-00 絵画 伊達の黒船	1	定率	H21.12	8	0.313		120,000	1									
413-00 絵画 民族衣装の少女	1	定率	H21.12	8	0.313		120,000	1									
※分類計※ 非収益																	
※資産計※ 器具及び備品																	
【 無形固定資産 】																	
[ 0分類 ]																	
301-00 電話加入機 24-3351	1	非償				72,000	72,000										
302-00 電話加入機 24-3352	1	非償				72,000	72,000										
303-00 電話加入機 24-3376	1	非償				74,160	74,160										
304-00 電話加入機 24-0663	1	非償				50,000	50,000										
※分類計※ 分類																	
※資産計※ 無形固定資産																	
【 署画骨董 】																	
[ 1収益 ]																	
249-00 地図 サン・鉄板 新日本図		非償				399,000	399,000										
249-00 地図 ホーマン 鉄板 ピコ中南米		非償				262,500	262,500										
250-00 地図 サン・鉄板 ヨーロッパ古地図		非償				157,500	157,500										
※分類計※ 収益																	
※資産計※ 署画骨董																	
※合計※						47,320,854	7,502,729	1,842,500	1,309,950	0	1,309,950	1,309,950	8,035,279	39,285,575			

